明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（総務五四）　一

〔告　示〕
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務一四三）　一
○X線天文衛星Ⅱ（ASTRO－EⅡ）計画に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の取極の有効期間の延長に関する書簡の交換に関する件（外務二一五）　二
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二一六）　二
○国税庁の保有する行政文書の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（国税庁二一）　二
○国税庁の保有する個人情報の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（同二二）　二
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産一五八四）　二
○出願公表後に名称変更がなされた件（同一五八五）　六
○国際戦略港湾の埠頭群の区分等を指定する件（国土交通七二九）　六
○水路測量の実施に関する件（海上保安庁一五二）　六
○航路標識に関する件（同一五三～一五五）　六
○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件　七
（近畿地方整備局一三七）
○登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名を変更した件（同一三八）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（九州地方整備局一〇九）　八

〔国会事項〕
公聴会　八

〔皇室事項〕
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）　一〇

〔官庁報告〕
〔資　料〕
閣議決定等事項　一〇
平成二十四年四月中国際収支状況（速報）（財務省）　一〇

〔公　告〕
諸事項　一一
官庁
財団関係　一一
裁判所
公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一一
会社その他
会社決算公告　一二

省　令

○総務省令第五十四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十四条第一項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月十九日

総務大臣　川端　達夫

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の九の二第三項中「四分の一」を「十分の一」に、「すべての」を「全ての」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。